後期高齢者医療保険料変更のお知らせ

◆保険料率が変更となりました

保険料額は、被保険者全員が等しく負担する「均等割額」と、前年の所得に応じて負担する「所得割額」の合計 で計算します。保険料率は2年ごとに見直されており、令和2年度は次のとおりです。

均 等 割 【1人当たりの額】 52.048円 [変更前 50,205円]



得 所 割

【被保険者本人の所得に応じた額】 (令和元年中の所得-33万円)×10.98%

[変更前 10.59%]

1年間の保険料 【限度額64万円】 (100円未満切り捨て) [変更前 限度額62万円]

- ※年度の途中で加入したときは、加入した月からの月割で計算します。
- ※令和2年度の年間保険料は6月に決定し、個別に通知します。

◆保険料軽減措置

「均等割」には、世帯の所得に応じて4段階の軽減がありますが、令和2年度については次のとおりです。

所得が次の金額以下の世帯	軽減割合	年間の均等割額
33万円かつ被保険者全員が所得0円 (年金収入のみの場合、受給額80万円以下)	7割軽減	15,614円
33万円	7.75割軽減	11,710円
33万円+(28万5千円×世帯の被保険者数)	5割軽減	26,024円
33万円+(52万円×世帯の被保険者数)	2割軽減	41,638円

◆保険料の納付方法

保険料の納付は、特別徴収(年金からの天引き)と普通徴収(納付書払い・口座振替)があります。次の いずれかに当てはまる方は、特別徴収ができないため、納付書や口座振替により納めていただきます。

- ①介護保険料が年金から天引きされていない方(年金 額が年額18万円未満の方)
- ②介護保険と後期高齢者医療の保険料の合計額が、介 護保険料が引かれている年金の受給額の半分を超え
- ③北斗市の後期高齢者医療制度に新しく加入された方 ※新しく加入された方は上記の①又は②の条件に当 てはまらない限り、右の表のとおりに特別徴収へ 変更となります。
- 口座振替をご希望の方はお問い合わせください。
- ※特別徴収の方は、口座振替によって普通徴収に変更 することもできます。

北斗市の後期高齢者医療 制度への加入月	特別徴収開始月	
4月~9月	翌年4月	
10月~11月	翌年6月	
12月~1月	翌年8月 (1月は当年)	
2月~3月	10月	

市役所国保医療課医療給付係[内線125] 北海道後期高齢者医療広域連合☎011-290-5601

問

育て支援係[内線165] 市役所子ども・子育て支援課子 令和 2年5月 力中に他 0) 市町 耐材から

· 令和2年5月中に子どもが生まれ

新規認定請求を行った方。

転入し、新規認定請求を行った方。

現況届の提出が不要な方

月分以降の手当を受給することが さなくなりますのでご注意ください 現況届の提出がない 場 合 で 6

内の書類が届かない場合は、子どもまた、6月12日(金)を過ぎても宮 子育て支援課までお問い合わせくだ 提出をお願いします。

方には、 提出 を確 必要事項を記入のうえ、 な書類を5月下旬に郵送 所得額等)を満たして おける要件(児童の監護、 現況 現 在 していただく書類です 認するために、 届とは、 手続きの 児童手当を受給されて 毎年6月 家内・ 6 り月末日までにいるかどうか 月末日· 生計関係や 日日時点に 期 しますので、 申 照限まで -請に必要 1)

